

市民後見人養成研修（5期生）がスタートします！

本市では、高齢化の進行に伴い、認知症等により成年後見制度の利用が必要となる高齢者の増加に対応するため、同じ市民としての目線や立場で活動を行う「市民後見人」の養成研修を平成27年度から実施しています。

今年度は、次のとおり5期生の研修がスタートしますので、お知らせします。

1 市民後見人養成研修説明会

成年後見制度及び市民後見人養成研修の概要を説明します。

開催日	時間	会場
令和元年6月26日（水）	午後2時～3時30分	南保健福祉センター2階集団指導室
令和元年6月27日（木）	午後1時30分～3時	緑区合同庁舎4階集団指導室
令和元年6月29日（土）	午前10時30分～正午	あじさい会館6階展示室

説明会の内容は、3日間全て同じです。

市民後見人養成研修に参加するためには、この説明会への参加が必須となります。

対象者 市内在住の25歳以上の方

申込先 相模原市社会福祉協議会

さがみはら成年後見・あんしんセンター

（電話）042-756-5034

2 市民後見人養成研修

（1）研修期間（予定）

令和元年 6月：市民後見人養成研修説明会

9月：市民後見人養成研修開始

9月：基礎研修（1か月半）

12月：実務研修（1か月）

令和2年 1月：実践研修（1か月）

4月：現場研修（1年）

令和3年 4月～：市民後見人としての活動開始（予定）

1年半の研修

（2）研修内容

ア 基礎研修：成年後見制度に関連する法律、市の制度等について学ぶ。

イ 実務研修：成年後見制度の申立て方法や実例について学ぶ。

ウ 実践研修：高齢者施設への体験実習や、市社会福祉協議会での法人後見業務に同行する。

エ 現場研修：市社会福祉協議会における法人後見業務の同行や、書類作成の協力を行う。
研修の途中で効果測定を予定しています。

3 市民後見人とは

認知症等で判断能力が十分でない方の権利を守るため、裁判所に「成年後見人」として選任された市民の事です。本人に代わって財産管理や必要なサービスの契約を行い、本人の生活を支援します。

【例】・税金や光熱費などの日常的な金銭の支払い

- ・対象者への定期的な訪問、生活状況の確認
- ・必要な介護サービスの契約 等

相模原市で市民後見人となるには、養成研修に参加し、成年後見人として活動するための知識や技術などを身に付ける必要があります。

4 市民後見人の活動状況（平成31年3月末時点）

市民後見人候補者数：32名

市民後見人活動者数：10名

以上

問合せ先 中央高齢者相談課 電話 042-769-8349 担当 中村（結）
--



相模原市委託

「後見人」として
あなたの力を活かしませんか？

市民後見人養成研修説明会

相模原市社会福祉協議会では、認知症等によって判断能力が十分でない方を、同じ地域の住民という身近な立場で支える「市民後見人」の養成研修を実施します。

社会貢献に意欲のある方、市民後見人として活動したい方は、是非説明会にご参加ください。

参加費
無料



	日 時	会 場
南区	令和元年 6 月 26 日(水) 午後 2 時 ～ 3 時 30 分	南保健福祉センター 2 階 集団指導室 (相模原市南区相模大野 6-22-1)
緑区	令和元年 6 月 27 日(木) 午後 1 時 30 分 ～ 3 時	緑区合同庁舎 4 階 集団指導室 (相模原市緑区西橋本 5-3-21)
中央区	令和元年 6 月 29 日(土) 午前 10 時 30 分 ～ 正午	あじさい会館 6 階 展示室 (相模原市中央区富士見 6-1-20)
3 日間とも内容は、同じです。ご都合の良い日程にご参加ください。(30分前より開場) ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。		

内 容

- ・ 成年後見制度の概要
- ・ 養成研修の説明（内容、スケジュールなど）

対象者

市内在住の 25 歳以上の方

定 員

各回 100 名（申込順）

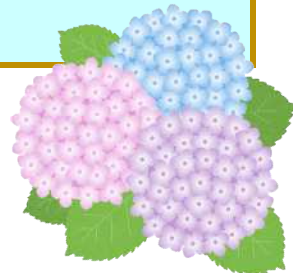
申込み

（注意事項など）

電話、FAX、又は直接下記の窓口までお申込みください。

FAX の場合は、氏名、年齢、電話番号、参加希望日を記入し、ご連絡ください。

養成研修に参加するためには、本説明会への参加が必須となっています。



申込み
問合せ



社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

さがみはら成年後見・あんしんセンター

住 所：相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 2 階

電 話：042-756-5034

F A X：042-759-4382

「成年後見制度」、「市民後見人」って？

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、ご自身で財産の管理や契約行為が難しい方の権利や生活を守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約を行う制度です。

市民後見人とは、成年後見活動を行うために必要な知識を身に付け、家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民のことです。相模原市では、1年半の研修(効果測定あり)を経て、家庭裁判所の選任を受けた方が市民後見人として活動を行っています。

「市民後見人」は、どんな活動をするの？

判断能力が十分でない方に代わって、身体の状況等に配慮しながら財産管理や契約行為を行います。

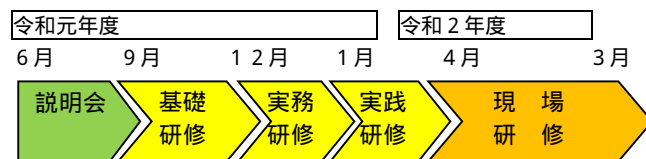
【たとえば・・・】

- ・定期的な訪問による生活状況の確認
- ・税金や光熱水費などの日常的な金銭の支払
- ・必要な介護サービスの契約 など

成年後見人等は、家庭裁判所が決定した報酬を成年被後見人等から得ることができますが、相模原市では、市民後見人をボランティア活動として位置づけしており、報酬を受けないことを条件としています。

研修の期間は、どのくらい？

研修は、4項目あり、期間は、約1年半になります。



期間中は、講義、グループワーク、現場訪問等をおおむね月1～4回の実施を予定しています。

ファックスによる申込み時には、下記シートをご利用ください。
(ご記入の上、このまま送信してください。)

ファックス送信票 番号 042-759-4382

相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター 宛て

いずれか1日に をつけてください。

参加希望日	令和元年6月26日(水)午後2時～3時30分
	令和元年6月27日(木)午後1時30分～3時
	令和元年6月29日(土)午前10時30分～正午
氏名	(ふりがな)
年齢	歳 (令和2年3月31日時点で満25歳以上の方が対象となります。)
電話番号	
住所 (町名まで)	緑中央区南